

## 軽自動車税

### 【税額について】

平成28年度から以下のとおり税額が変わります。

車両種別	年税額	
	平成27年度まで	平成28年度から
原付自転車(50ccまで)	1,000円	2,000円
原付自転車(90ccまで)	1,200円	2,000円
原付自転車(125ccまで)	1,600円	2,400円
軽二輪	2,400円	3,600円
小型特殊(農耕用)	1,600円	2,400円
小型特殊(その他)	4,700円	5,900円
二輪小型自動車	4,000円	6,000円
ミニカー	2,500円	3,700円

車両種別	年税額		
	平成27年3月31日までに新規登録した車両	平成27年4月1日以降に新規登録した新車車両*1	新規登録後13年を経過した車両
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
軽四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円

上表の網掛け(\*1)について一部の車両に対しては以下の税額が適用されます。

車両種別	年税額		
	(ア)概ね75%軽減	(イ)概ね50%軽減	(ウ)概ね25%軽減
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪乗用(営業用)	1,800円	3,500円	5,200円
軽四輪乗用(自家用)	2,700円	5,400円	8,100円
軽四輪貨物(営業用)	1,000円	1,900円	2,900円
軽四輪貨物(自家用)	1,300円	2,500円	3,800円

(ア)電気自動車、天然ガス軽自動車(平成21年度排出ガス規制に適合し、かつ平成21年度排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両)

(イ)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車両  
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車両

(ウ)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車両  
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車両

※(イ)、(ウ)については内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。